

近世の「百姓」経営はいかにして維持されたのか ～「百姓成立」という観点から～

「百姓成立」とは

「ひやくしやうなりたち百姓成立」とは、近世社会において「農業経営が成立する、または持続するということを意味している」。それは領主の側からすれば年貢等の徴収によって社会を支えている存在である「百姓」を保護することであり、「百姓」の側からすれば自然環境や領主の対応などによって脅かされがちな生活と農業の再生産構造を維持していこうとする取り組みでもある。

中世社会と豊臣政権

日本の中世社会において、土地に対する所有権は重層的に形成されていた。（「職の体系」）中世の中期以降、農業生産力が伸び、剰余生産物の形成が増加すると地侍といった武士と農民の中間的な階層も台頭するなどその関係はいつそう複雑化した。こうして各レベルの領主は同盟と抗争をくりかえし、領主間の対立を利用して生産物を手元にとどめようとする農民の成長もあって、複雑な関係が形成されていた。

こうした錯綜した土地所有関係を大きく変化させたのが、豊臣政権である。兵農分離、太閤検地、石高制、刀狩りと言った一連の諸政策は、錯綜した土地所有関係を、封建的土地所有者である各種支配身分と、土地保有者たる百姓身分のふたつのグループに大きく分けて土地所有を安定化させ、領主間の対立を終わらせた。

それは、農民から年貢などの厳格な徴収する事を容易にする一方で、領主たちによる恣意的な負担で農民の没落を押しとどめるルール作りを可能にすることでもあった。

太閤検地と石高制

太閤検地は、共通の度量衡を用いるといった共通基準を整備、天下統一と並行しながら全国で実施された。田畑・屋敷地を、持ち主（名請人）・広さ・等級（反当収量）・石高等を一筆ごとに把握し検地帳に記載、それを、村・郡・国そして日本全体といった単位ごとの積算していくことで、日本全体の生産高を米の収穫高（石高）で把握した。

こうして全国の生産高を把握した豊臣政権は、「石高」という基準によって、これまで武士をはじめとする各レベルの領主たちが持っていた土地を、ドライな数字に置き換えた。大名や武士が命がけで守り拡大してきた領地があっさり取り替えられた。土地の多くは大名に一括して配分され、その配下とされた武士たちはそこから禄を受け取る形となり、土地と切り離されたサラリーマン化の道をたどる。

朝廷や公家、寺社など荘園制のもとで収入を得てきた領主たちも同じ基準で経済基盤が与えられる。中世的な「職の体系」は解体され、封建支配者たちのフラットな支配体制が形成される。こうしたシステムのもとで、在地においては、だれが領主となっても、たとえ一村の領主が複数であるとしても、同じような原則にしたがって年貢などを受け取るこ

とができる体制が作り出された。

兵農分離と近世身分制秩序の形成

太閤検地と並行して、兵農分離がすすんだ。この過程で、武士身分の城下町集住と整備がすすめられる。城下町は、大名権力の中心として武士が集住する消費地であり、領内流通の中心ともなった。これに伴って、農村に居住していた職人らも城下町に集められ、「町」（城下町）は武士・町人の住む「消費」地、「村」（農村）は百姓が住む「生産」地と大きく分けられた。こうして、身分は、居住や職と一致させられていく。

こうして「百姓」身分が居住する場所となった「村」（農村）は、政治や軍事から切り離され、領主に年貢や諸役を支払うことで社会を安定させるという役割を担わされた「百姓」たちが住む世界となる。

兵農分離は、地主的性格をもつ有力農民であり武士と農民の中間的存在であった地侍などに大きな選択を迫った。農村に残り農業専一の生活をする百姓身分として残るか、城下町に移り武士となるかの道であった。村に残ったものは、「刀狩り」によって武装解除され、百姓から武士へという流れを断ち切られていった。

兵農分離は、近世の身分秩序をつくった。

近世における「村」の形成と「百姓成立」

太閤検地は、実際に土地を耕している農民を「名請人^{なうけにん}」とする原則（「一地一作人」の原則）をとったため、「作人^{さくにん}」という隷属的な立場にあった小規模な農民は「名請人」として検地帳に記載された「高持百姓」として村の正式なメンバー「本百姓」として認められた。しかし、「持高」のみでは生活と経営が成り立っていない零細な百姓が多数を占めており、安定しうる「持高」をもつ百姓も、単婚小家族を基礎とする小規模経営であり、自然条件や支配層の対応いかんによってたやすく没落しうる存在であった。

さらに、近世の村には検地帳では把握できない人々がいた。村内には「無高」「水呑」とよばれる土地を持たない人々を大量に抱えていたし、下人・被官と呼ばれる有力農民の隷属者がいる場合もあった。こうした人々は村の正式な構成員とは認められなかったが、実際には「村」内で生活しており、保護されるべき対象のひとつとでもあった。

「村」のリーダーという地位を与えられたのが、武士になる道をあきらめた有力百姓たちであった。かれらは検地によってある程度の土地を失ったとはいえ、それでも広い土地をもち、下人・被官と呼ばれる隷属者（「家内奴隷」的なひとびと）や無高・水呑、零細な百姓の労働力でその土地を耕作させたり、土地を貸すという地主的経営を行ったりすることで、経営を維持していた。

不安定な百姓の経営を安定させ、百姓の経営＝再生産構造を維持することは村にとっても切実な課題であったし、社会を安定させ恒常的に年貢等を手に入れることを支配の規範と考えていた領主側にとっても気になる課題であった。

太閤検地にはじまる改革によって様相を一変した近世社会の「村」を安定させ、「百姓」の経営を安定的・恒常的に維持していくことが「百姓成立」である。

近世的「百姓」像の形成と「百姓成立」の意味

太閤検地など豊臣政権にはじまる諸政策によって、「百姓」のありかたが変わり、あらたな「村」が形成されるなか、あらたな「百姓」像が領主によって再定義される。

支配者側から位置づけられた新しい時代の百姓像は、天正 16 年「刀狩令」に典型的に見られる。「百姓ハ農具さへもち、耕作を専に仕候へは、子々孫々までも長久候」と農耕をもっぱらに行うものと位置づけられ、年貢などを納めることによって「国土安全万民快樂のもとひ也」と社会を支える生産の基盤と位置づけられ「百姓ハ農業を精ニ入へき事」を求められる。

百姓こそが社会の基礎であり、百姓は農耕専一にすべきであるという考えは江戸初期になっても引き継がれ、そのために農民の経営安定のための政策がだされはじめる。江戸期における農政の根本的な考えを示したとされるのが、家康のブレインであった本多正信が記したとされる「本佐録」である。

ここでは「百姓は天下の根本なり」と百姓こそが社会の基礎であるとの立場をうけついでいる。そして検地によって確定された土地「所有」によって、農民の生活が成り立つことを保障する重要性を強く説く。そして、「百姓は財の余らぬように不足なき様に、治める事道なり」との有名な言葉が来る。このことばは「生かさぬ様、殺さぬ様」という領主の苛斂誅求をしめす言葉であるとの理解が多かったが、実際には「百姓の生活を破壊しては社会が成り立たなくなる」との意味としてとらえるべきである。

「百姓の生活と生産基盤を維持した上で、残りを年貢として徴収することで安定した支配を進めるべきだ」との趣旨であり、これば徳川政権を通した原則となっている。

領主の側からの「百姓成立」

百姓の生活と生産基盤の維持という「百姓成立」にたいし、領主はどのような理念をもち、どのような対策がなされたであろうか。いくつかの点を見ていきたい。

一つめは理念としての「仁政」である。仁政とは「下を慈しむことで自分たちも成り立っていく」との朱子学的な理念であり、「天下の根本なり」である百姓の生産・生活基盤を破壊することは自分たちの基盤を破壊すると考えた。したがって苛斂誅求で一揆を招いた領主は改易とされることもあったし、「百姓は絞れば絞るほどでる者なり」として年貢増徴をすすめた勘定奉行神尾春央は本多利明から「不忠不逞」と非難された。なお、こうした「仁政」論は百姓側にも浸透し、一揆を正当化する根拠となった。

二つめは、百姓への負担が大きい恣意的な労役の制限である。本佐録には「九月十月の間に、国の中の道橋を造営して、往還の煩なき様にすべし、入用は公儀より扶助すべし、此外に少も民をつかふべからず」として、土木工事は農閑期におこない、費用も支配者側から負担するように説いて、百姓の疲弊を招く事態は「天道に背く」とつよく戒めている。

三つめは、年貢米徴収の方法（徴租法）である。江戸時代前期においては「畝引検見」に方法がとられた。「村」側にある程度のイニシアチブをとらせたいうえで収穫状況の調査を行い、日照りなどによる不作や水害などによる損耗を控除して年貢の徴収高を決定した。なお、豊作であっても年貢米の増徴はしていない。

ただ、江戸中期となり領主財政の逼迫がすすむ享保の改革期になると、収穫高に応じて

年貢徴収を図る有毛検見制や年貢率を固定化する定免制が導入され、さらに時代が下ると、強引な増徴をめざす神尾のような人物もあらわれてくる。

四つめには、土地所有の流動化や貨幣経済の流入などによる農民経営の不安定化を防ごうとした政策をあげることができる。

江戸前期の寛永年間以来、幕府は土地保有のルールや農耕のやりかた、衣食住など農民の日常生活に対する規制など、つぎつぎと百姓にかかわる触書をだしてくる。寛永20年には「田畑永代之売買仕ましきこと」との田畑永代売買の禁が記され、本田畑でのたばこや木綿、菜種などの商品作物の栽培を禁止する触書も出される。さらに百姓の衣料は「布・木綿」に限る、「食物常々雑穀用へし」といった衣食住など百姓の生活にかかわる細々とした規制や商業活動への規制などが記されるようになってくる。

ここには、江戸時代が安定化し、貨幣経済が農村に浸透すると、『村』には農耕を専らとする百姓が住んで米を中心とする年貢等を納入する」という領主側の百姓観に反する動きがすすむことによって、「百姓の安定的な年貢納入による社会の安定」という根幹を揺るがしかねないという危機意識を見ることができる。

このように、領主側は、一方では「仁政」をかかげて百姓維持のための徴租法や保護政策をとって安定的な年貢納入をめざし、他方で貨幣経済の浸透や土地の流動化によって百姓のあり方が破壊されることを恐れ、生産や生活にいたるさまざまな介入を繰り返した。このようにして領主の側からの「百姓成立」がはかられた。

百姓の側からの「百姓成立」

当時、米作農家の農業経営が実際成り立つのは、土地の広さで五反五畝、石高であり石高では6～10石程度とされている。しかし、実際に、これだけ以上の土地を持つ百姓は本百姓の三割程度とみられ、残りの七割がそれ以下、三割は一石未満という零細農である。これに加え大量の無高・水呑がいるのだから、「自立した高持百姓が自らの生産と生活を維持しながら年貢等を支払う」といった領主が考える「百姓」「村」の理念型は成り立たない。実際にはどのようにして百姓の生活が成り立っていったのか、「村」システムにおける「百姓成立」の構造が存在していた。

とくに注目されるのは村請制である。近世において年貢等は村全体に年貢が課せられ、村全体として納めるのであり、詳細はふれない。したがって、村内部のことは村内部で処理すればよかったのである。個々の百姓が支払うべき年貢額は庄屋などの村役人が百姓たちと相談の上割り付け、やむを得ないときは村役人自身が立替払をすることもあった。

さらに、「村」内における再生産を支えるシステムの存在である。村役人層など広い土地を持つ百姓はその土地の一部を無高・水呑あるいは零細な百姓に土地を貸し付けるといって小作経営を行っていたし、自作農であっても家族労働で不足する労働力を無高・水呑、あるいは零細百姓の労働力を購入する（賃稼）することで補うという形で労働力と資金を融通しあっていた。牛馬を共同的に所有し融通しあったり貸し出したりする牛（馬）組、頼母子講といった資金の積み立てなど、互いに協力し合うことによって経営破たんを防ぐセーフティーネットが何重にも、とくに「村」内に作られ、「村」における「百姓成立」を実現させていた。

「百姓」という多様で流動的な身分

さらに「百姓成立」にかかわって指摘すべきなのが、「百姓」＝農民という前提である。

近世の百姓は、「村」が農業を行うものが住む場所となり、そこで農業専一に働き米を中心とした年貢を払うものとして位置づけられてきた。しかし、実際そうした「百姓」像は妥当であろうか。

漁村に住む漁師たちは「百姓」身分であるが主要な稼業は漁業である。漁村の農地は狭小で、裕福な網元さえも検地帳においては零細な「百姓」である。同様に、林業や狩猟などさまざまな稼業に従事する「百姓」もいる。新たに都市化した地域や都市の周辺には、商業や手工業に携わる町人化した「百姓」も存在する。都市近郊では都市の需要にこたえる農業や雑業に従事する「百姓」、都市の労働市場に参加するプロレタリアート化した「百姓」の存在も考えられる。

実際の「百姓」は様々な稼業で収入を得ていた。持高だけをみれば零細百姓であったり、無高・水呑であっても、実収入は「農業」を稼業とする「百姓」を上回ることも大いに考えられるところである。

貨幣経済が発展すると、農業でもより多い収入を得られる商品作物の栽培に経営の主力をうつす「百姓」が増加し、内職などで農村家内工業に従事する手工業者としての「百姓」も増加する。

実際の年貢支払においてはこうした現実に立脚し、村請制の柔軟性を生かし、持高だけではないフレキシブルな対応が行われていたのではないか。

実際の農村の人口動態などをみると出稼ぎや出稼ぎという形式をとった移住も広く行われている。さらに、短期・長期の行商を副業とする「百姓」の存在なども考えると、実際の「百姓」像は、多様なだけでなくより流動性のあるものであった。そしてこうした収入なども「百姓成立」を支えるものとして作用した。

このように、前提とされてきた「百姓」像自体、フィクションの性格が強かったし、経済の発展とともにさらに実態から離れていく。それにもかかわらず、領主たちは実態とは異なる「百姓」像を前提に支配・年貢徴収をおこなってきたのである。

農村における「百姓成立」は、領主側の懸念とは逆に、このような「百姓」の稼業や収入の多様性によっても保障されていた。

おわりに

太閤検地をはじめとする豊臣政権の諸改革は、中世の重層的な土地所有関係を解消し、年貢を集める側と年貢を提供する側の二極に単純化し、ここから得た年貢で社会を維持させることとした。また検地において年貢負担者を「土地を実際に耕作しているもの」としたことは、検地によって把握された「百姓」の多くは経営規模の小さな小家族を基盤としたものとなった。

兵農分離によって農村から武士や職人、商人などが去り、刀狩で百姓の武装解除がなされたため、農村は農業を専一として農産物を年貢などの形で提供する「百姓」が居住する場所となった。

こうして形成された近世の「村」は、地侍などの系譜を持つ有力百姓と、経営基盤のきわめて弱い多数の「高持百姓」によって運営され、さらに土地を持たない無高・水呑などを包含する不安定な存在であった。

百姓身分の経営を維持安定化させるという「百姓成立」と「村」を維持・安定化は、百姓の生産活動によって社会を維持している支配層の課題であった。支配層は「仁政」を説いて百姓と村の疲弊をすすめない取り組みを行う一方、百姓の生活などにも介入し、農村への貨幣経済の進展などを押しとどめようとした。

他方、百姓にとっての「百姓成立」は「村」によって保障されていた。村内では村請制による年貢の一括納入という連帯責任制を背景に、労働力の融通などのシステムが整備され、百姓の生活と生産の維持を保障した。また、実際の「百姓」は農業のみならず、さまざまな稼業に従事する多様性をもつものであった。こうした百姓の多様性も「百姓成立」をささえていた。

こうした百姓の多様性と流動性の進展は、「百姓＝農民の年貢によって社会が支えられている」という近世社会の原則と対立するものであった。貨幣経済の進展という新しい動きのなか、古い原則を固執し続けることが、近世社会を矛盾が高めていくことになる。

※この文章は、聴講している大学の授業でレポートとして提出したものを再構成したです。
問題の多いものかもしれませんが、「授業中継」の参考となるかと思い、掲載します。